

警視庁告示第 2110 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 7 月 3 日

警視総監 筒井 洋樹

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
納入通知書
- 3 公示事項

道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、送達を受けるべき者に対し、納入通知書を送付したが、所在が不明のため、当該書類を送達することができないので、当該書類は警視庁交通部駐車対策課において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は同課に出頭の上、受領されたい。

東京都足立区本木2丁目8-11 Azur株式会社内 AoYama 株式会社	納入通知書 (納付番号 30-106-260329-202986)
東京都足立区本木2丁目8-11 Azur株式会社内 AoYama 株式会社	納入通知書 (納付番号 30-108-260321-203041)
千葉県市川市欠真間1丁目17-9 株式会社 INTERFACE	納入通知書 (納付番号 30-113-260325-207412)
千葉県柏市増尾台1丁目12-6 2階 Air's life support 株式会社	納入通知書 (納付番号 30-327-260217-441123)
東京都新宿区新宿7丁目26-61-301 株式会社ファルサムカレン	納入通知書 (納付番号 30-331-260416-204537)
京都府京都市西京区大枝西長町1-358 株式会社 ストロング	納入通知書 (納付番号 30-772-260429-427078)
東京都墨田区錦糸3丁目8-12-305 TC第16錦糸町北口ビル 佐藤 知起	納入通知書 (納付番号 30-776-260426-419265)